

令和6年度
山梨県公共事業評価
意見書

令和6年11月19日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	．．．．．	P1
1 事前評価について		
1－1 事前評価実施にあたって	．．．．．	P2
1－2 個別事業に対する意見（8事業）	．．．．．	P2
2 再評価について		
2－1 再評価実施にあたって	．．．．．	P6
2－2 個別事業に対する意見	．．．．．	P6
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業（12事業）	．．．．．	P6
(2) 工期の変更を行った上で 継続することが妥当と判断した事業（2事業）	．．．．．	P12
(3) 報告として取り扱った事業（1事業）	．．．．．	P13
3 事後評価について		
3－1 事後評価実施にあたって	．．．．．	P14
3－2 個別事業に対する意見	．．．．．	P14
(1) 一定の成果が認められ、 特段の改善措置は要しないと判断した事業（7事業）	．．．．．	P14
(2) 報告として取り扱った事業（2事業）	．．．．．	P17
4 審議経過	．．．．．	P18
5 令和6年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	．．．．．	P19

(注) 本意見書における略称の意味は次のとおりである。

- ・ (一) : 一般県道
- ・ (主) : 主要地方道
- ・ (都) : 都市計画道路

はじめに

公共事業による社会資本整備は、県民生活の豊かさの実現を図る基盤づくりとして、極めて重要な役割を担っている。

近年、全国各地においては、頻発する大地震や記録的な豪雨などにより、住居や社会インフラ等への甚大な被害が度々発生している。このような中、山梨県では、「ふるさと強靱化」として、激甚化、頻発化する様々な自然災害において社会的に重要な機能を担う公共施設の被害最小化、および、高度成長期以降に整備されたインフラの老朽化対策など、災害に強い基盤づくりを進めている。さらに、「開の国」づくりとして、リニア中央新幹線の開業を見据え、「ヒト」「モノ」「富」を呼び込み循環させる広域道路ネットワークや地域内ネットワークの整備を着実に進めている。

これらの社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入している。事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度等の妥当性や同種の事業間の優先度等の観点から事業実施の是非を総合的に評価することとしている。再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減等の観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性等の観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では令和4年度に28事業、令和5年度に20事業を審議し、公共事業評価の客観性及び透明性の確保を図ってきたところである。

本年度は、事前評価8事業、再評価15事業、事後評価9事業の合わせて32事業について審議を行い、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に努められたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の8事業について事前評価の審議を行った。

事業に対する意見は次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

① 道路事業 (主) 都留道志線(新道坂トンネル)(都留市～道志村)

この事業は、都留市大野から南都留郡道志村板橋地内の主要地方道都留道志線において、災害に強い道路の確保を目的に、トンネルを主体としたバイパス道路を新たに整備するものである。

当該路線は、都留市と道志村を連絡する唯一の道路であり、第二次緊急輸送道路に指定されているが、当該区間は未整備であるため、幅員が狭隘で線形も悪い。また、雨量通行規制区間となっており、長時間に渡る通行規制が度々発生している。

本事業の実施により、災害に強い道路の確保や都留市街地へのアクセス向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

② 街路事業 (都) 大手二丁目浅原橋線(若松町工区)(甲府市)

この事業は、甲府市若松町地内の都市計画道路大手二丁目浅原橋線において、市街地内の交通の円滑化と歩行者等の安全性の確保を目的に、道路改良と電線共同溝を整備するものである。

当該路線は、甲府都市圏域における南北方向の主要な幹線道路であり、当該工区に隣接する複数工区において整備中であるが、当該区間は未整備であり、交通容量が不足していることなどから、慢性的な渋滞が発生している。また、歩行者及び自転車の通行空間が狭

隘であり、危険な状況である。

本事業の実施により、慢性化した渋滞の解消や市街地内の交通の円滑化、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

③ 農地整備事業 後屋敷（山梨市）

この事業は、もも・ぶどうの栽培を中心に営んでいる山梨市東部に位置する果樹地帯において、営農環境の改善や農地の集約化を進めて果樹産地の強化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

当該地区では、県オリジナル品種の果樹など収益性の高い高品質な農作物が生産されているが、未舗装で幅員が狭い農道が多く営農に支障を来している。また、水路の漏水により湿害が発生していることから、果樹の品質低下を招いている。

本事業の実施により、営農環境の改善や担い手への農地集積による農業生産力の向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④ 農地整備事業 中道南（甲府市）

この事業は、スイートコーン・もも・すももの栽培を中心に営んでいる甲府市南部に位置する野菜・果樹地帯において、営農環境の改善や農地の集約化を進めて産地の強化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

当該地区では、県オリジナル品種の果樹など収益性の高い高品質な農作物が生産されているが、幅員が狭い農道や小区画で不整形な農地が多いことから、作業効率の低下を招いている。

本事業の実施により、営農環境の改善や担い手への農地集積による農業生産力の向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑤ 中山間地域整備事業 八ヶ岳南部（北杜市）

この事業は、八ヶ岳南麓の豊富な湧水とため池の利用による水稻を中心に、野菜・果樹など様々な作物が栽培されている北杜市北部に位置する中山間地域において、営農環境の改善や農業経営の安定化を目的に、区画整理や水路等の農業生産基盤を整備するものである。

当該地区では、梨北米をはじめとしたブランド米や有機野菜・そばなどの農作物が生産されているが、老朽化している用排水路が多いことから、維持管理に多大な労力を要している。

本事業の実施により、営農環境の改善や農業経営の安定化が図られ、持続可能な地域農業の発展が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑥ 中山間地域整備事業 都留東部（都留市）

この事業は、水稻や露地野菜などの栽培を中心に営んでいる都留市北東部に位置する中山間地域において、営農環境の改善や地域の活性化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

当該地区では、道の駅つるの開業に伴い地域農産物の新たな販路が確保されているが、幅員が狭い農道や野生獣による被害が発生していることから、営農に支障を来している。

本事業の実施により、営農環境の改善や農業経営の安定化が図られ、継続的な地域農業の発展と地域振興が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑦ 道路事業 （主）甲府昇仙峡線（竹日向工区）（甲府市）

この事業は、甲府市竹日向町地内の主要地方道甲府昇仙峡線において、災害に強い道路の確保を目的に、バイパス道路を新たに整備するものである。

当該路線は、甲府市中心地から県内有数の観光地である昇仙峡を結ぶ幹線道路であり、当該区間は未整備であるため、幅員が狭隘で線形も悪いことから、車両のすれ違いが困難となっている。また、

落石等による通行規制が度々発生している。

本事業の実施により、災害に強い道路の確保や観光地へのアクセス向上が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑧ 街路事業 (都) 塩山駅下於曾線ほか1路線 (甲州市)

この事業は、甲州市塩山下於曾地内の都市計画道路塩山駅下於曾線及び都市計画道路下塩後牛奥線において、J R 塩山駅周辺市街地の利便性向上と歩行者等の安全性の確保を目的に、道路改良と電線共同溝を整備するものである。

当該路線は、甲州市の玄関口である J R 塩山駅と駅南側の主要道路沿線にある商業施設及び観光施設等を結ぶ幹線道路であり、本路線を活用した駅周辺市街地の利便性の向上が求められている。また、既存の県道は歩道のない危険な道路であるため、通学時の児童・生徒をはじめとする歩行者が危険な状況である。

本事業の実施により、J R 塩山駅周辺市街地の利便性向上や歩行者等の安全性の確保が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を早期、かつ最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。

今回は、15事業が再評価の対象であったが、そのうち1事業は、順調に進捗していることから報告のみとし、以下14事業について再評価の審議を行い、審議結果を次のとおり区分した。

- (1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業
- (3) 報告として取り扱った事業

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

- (1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 農地整備事業 菱山（甲州市）

この事業は、ぶどうの栽培を中心に営んでいる甲府盆地北東部の甲州市勝沼町に位置する果樹地帯において、営農環境の改善や持続的な果樹産地の強化を目的に、区画整理や農道等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、営農条件に応じた農道線形の変更に伴った構造物の変更や農地の大区画化による切土・盛土量の見直しに伴う事業費の増額と、区画整理における換地計画の合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、果樹産地の強化や営農環境の改善が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和8年度の完成に努められたい。

② 中山間地域整備事業 市川三郷（市川三郷町）

この事業は、水稻や果樹の栽培を中心に営んでいる甲府盆地南西部の市川三郷町に位置する中山間地域において、営農環境の改善や地域活力の向上を目的に、用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、近隣に開設された道の駅富士川やみたまの湯周辺の交流施設にて都市住民との交流が活発化したため、新たな施設整備が不要となったことや、これにより施設計画地までの農道整備が不要となったことに伴う事業費の減額と、区画整理における換地計画の検討および合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や農村集落の生活環境改善が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

③ 中山間地域整備事業 富士川北部（富士川町）

この事業は、水稻や果樹の栽培を中心に営んでいる甲府盆地南西部の富士川町に位置する中山間地域において、営農環境の改善や地域活力の向上を目的に、用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、計画区域での区画整理実施を契

機に、周辺区域においても区画整理の気運が高まったことによる区画整理区域の拡大に伴う事業費の増額と、区画整理における換地計画の合意形成に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や地域の活性化が期待されることから見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和11年度の完成に努められたい。

④ 道路事業 (都) 新環状・緑が丘アクセス線、(一) 天神平甲府線 (塚原ICアクセス) (甲府市)

この事業は、甲府市緑が丘から和田町地内の都市計画道路新環状・緑ヶ丘アクセス線及び一般県道天神平甲府線において、通称アルプス通りから新山梨環状道路北部区間・塚原ICへのアクセス向上を目的に、バイパス道路を新たに整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、(仮)三光寺山トンネルにおいて、トンネル断面の幅員の見直しに伴う事業費の増額と、トンネル掘削ズリの搬出経路について、地元協議によりスポーツ公園内の新設道路を利用した計画へと変更になったことから、工程調整が必要となり、トンネル工事着手が新設道路の完成後となったことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、新山梨環状道路北部区間・塚原ICへのアクセス向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

⑤ 道路事業 (主) 長坂高根線 (清光寺坂上交差点) (北杜市)

この事業は、北杜市長坂町長坂上条地内の主要地方道長坂高根線において、交差点の安全性、円滑性の向上を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、大型の緊急車両の通行を可能にするため、工事範囲が広がったことに伴う事業費の増額と、買収

予定地の土地境界の問題解決に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、交差点の安全性、円滑性の向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和9年度の完成に努められたい。

⑥ 道路事業 (一) 中下条甲府線 (甲府市)

この事業は、甲府市宝から丸の内地内の一般県道中下条甲府線において、歩行者等の通行空間の確保及び都市災害の防止を目的に、電線共同溝を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、新たに確認された地下埋設物を回避するための計画変更が生じたことに伴う事業費の増額と、占有者協議に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、歩行者等の通行空間の確保や都市災害の防止が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

⑦ 中山間地域整備事業 武田の里 (韮崎市)

この事業は、水稻の栽培を中心に営んでいる甲府盆地北西部の韮崎市に位置する中山間地域において、営農環境の改善や地域活力の向上及び地域における定住の促進を目的に、用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤と営農飲雑用水等の生活環境を総合的に整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、営農飲雑用水施設について災害時における耐震性確保および配水区域再編による管路整備の距離を延伸したことに伴う事業費の増額と、関係者との整備内容の調整及び文化財調査に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、営農環境の改善や地域の活性化が期待されること及び、生活環境の改善による定住化が期待されることから見

直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

⑧ 道路事業 国道139号（上和田バイパス）（大月市）

この事業は、大月市七保町瀬戸上和田地内の国道139号において、災害に強い道路の確保を目的に、バイパス道路を新たに整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、トンネル工事において地質が脆弱な区間が判明し、トンネルの支保構造及び補助工法に変更が生じたことに伴う事業費の増額と、工法変更による事業期間の延伸である。

本事業の完了により、災害に強い道路の確保に加えて、大月市街地と小菅村間のアクセス向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

⑨ 道路事業 （主）甲府昇仙峡線（櫻橋）（甲府市～甲斐市）

この事業は、甲府市平瀬町から甲斐市吉沢地内の主要地方道甲府昇仙峡線において、災害に強い道路の確保を目的に、道路を整備すると共に、老朽化が進行している橋梁の架け替えを行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、橋梁工事において掘削をしたところ、巨石が多数確認されたことによる仮設工法の変更に伴う事業費の増額と、仮設工法を変更したこと及び用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、災害に強い道路の確保に加えて、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和11年度の完成に努められたい。

⑩ 道路事業 (主) 韮崎南アルプス中央線 (旭有野バイパス (有野～飯野工区)) (南アルプス市)

この事業は、南アルプス市有野から飯野地内の主要地方道韮崎南アルプス中央線において、市町村中心地、大規模拠点施設へのアクセス向上を目的に、バイパス道路を新たに整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、建物や農業施設等の補償物件数が想定以上となったことに伴う事業費の増額と、それに伴う用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、白根 IC や南アルプス IC へのアクセス向上に加えて、歩行者等の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

⑪ 道路事業 (主) 甲府中央右左口線 (リニア駅アクセス道路) (甲府市)

この事業は、甲府市大津町地内の主要地方道甲府中央右左口線において、リニア開業後の地域住民の交通や歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、河川の付け替えに際し、既設側道部の渡河部における地下埋設物への影響を回避するための渡河構造の変更と、これに伴い河川護岸の構造も変更が発生したことによる事業費の増額、および地下埋設物を回避するための構造の変更について、関係機関との調整に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、地域の交通や歩行者等の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

⑫ 道路事業 (一) 北原下条南割線(羽根工区) (韮崎市)

この事業は、韮崎市大草町上條東割地内の一般県道北原下条南割線において、歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、交通管理者との協議により歩道の設置区間が延伸となったことに伴う事業費の増額と、埋蔵文化財調査及び用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、甘利小学校の児童をはじめとする歩行者等の安全性の確保に加えて、北杜市方面へのアクセス向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和11年度の完成に努められたい。

(2) 工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

① 道路事業 (一) 甲府精進湖線(中小河原工区) (甲府市)

この事業は、甲府市下小河原地内から小瀬町地内の一般県道甲府精進湖線において、歩行者等の安全性の確保を目的に、道路を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用地取得に日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、山城小学校の児童をはじめとする歩行者等の安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和13年度の完成に努められたい。

② 公園事業 舞鶴城公園(甲府城跡) (甲府市)

この事業は、甲府市丸の内地内の舞鶴城公園(甲府城跡)において、憩い空間の創出を目的に、公園を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、埋蔵文化財調査及び用地取得に

日数を要したことによる事業期間の延伸である。

本事業の完了により、集い、憩い、交流ができる広場空間の構築が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和12年度の完成に努められたい。

(3) 報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の1事業である。

① 道路事業 (一) 中下条甲府線(長松寺橋) (甲府市)

3 事後評価について

3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響等の検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。

なお、評価実施年度において主要目標が同一である事業が複数ある場合については、そのうち1事業のみを審議とすることとしている。これにより、2事業については報告のみとした。

したがって、本年度の事後評価の対象は9事業のうち、以下7事業について事後評価の審議を行い、審議結果を次のとおり区分した。

- (1) 一定の成果が認められ、特段の改善措置は要しないと判断した事業
- (2) 報告として取り扱った事業

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

- (1) 一定の成果が認められ、特段の改善措置は要しないと判断した事業

① 林道事業 林道源次郎線（甲州市）

この事業は、甲州市勝沼町の源次郎岳から棚横手山にかけての広大な森林の整備及び管理を効率的に行うことを目的に、森林管理道を整備したものである。

本事業後は、森林の整備及び管理が計画的・効率的に行われ、主伐や間伐による木材の搬出も円滑に行われていることから、事業効果は大きいと判断される。また、当該森林内の一部区域は地元小学校の学校林となっており、森林の持つ公益的機能や森林管理の重要性について児童らの理解が深まるなどの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

② 中山間地域整備事業 大月北部（大月市）

この事業は、小規模ながら特色ある農業が行われている大月市北東部に位置する中山間地域において、農作業の省力化や効率化、地域の活性化を目的に、用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤と集落道等の生活基盤を総合的に整備したものである。

本事業後は、区画整理等により営農環境が改善し、農作物の生産性や品質が向上した。また、それに伴い直売所を中心とした農業と観光産業の連携が行われ、地区外から多くの観光客が訪れ、地域の活性化に寄与しているなどの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

③ 農道整備事業 東八中央東3期（笛吹市）

この事業は、もも・ぶどうの栽培を中心に営んでいる甲府盆地南東部の笛吹市に位置する果樹地帯において、農産物の輸送の合理化や地域の活性化を目的に、新たに農道の整備を行ったものである。

本事業後は、集出荷拠点施設や国道等の主要道路へのアクセスが向上し、農産物輸送の合理化が実現した。また、歩道も整備されたことから生活道路としても利便性が向上した。さらに沿線施設では開通を契機に、各種イベントを実施し、県内外から観光客が訪れ、地域の活性化に寄与しているなどの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

④ 農地整備事業 万力（山梨市）

この事業は、ぶどう・ももの栽培を中心に営んでいる甲府盆地北東部の山梨市に位置する果樹地帯において、農作業の省力化や効率化、農業経営の安定化を目的に、用排水路や農道整備、区画整理等の農業生産基盤を整備したものである。

本事業後は、農作物の生産性や品質が向上し、維持管理のための労力が軽減されるなど営農環境が改善された。また、区画整理による農地の集積化が進み、担い手を中心に高品質な果樹の生産が維持されるなどの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑤ 道路事業 (主) 韮崎南アルプス中央線 (浅原橋)

(南アルプス市～中央市)

この事業は、南アルプス市浅原から中央市臼井阿原地内の主要地方道韮崎南アルプス中央線において、災害に強い道路の確保を目的に、老朽化した橋梁の架け替えを行ったものである。

本事業後は、橋梁の安全性が確保され、第二次緊急輸送道路としての防災機能の向上が図られた。また、橋梁前後の交差点改良により交通渋滞が改善され、南アルプス市と甲府都市圏域とのアクセスが向上するなどの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑥ 住宅事業 県営住宅富士見団地 (市川三郷町)

この事業は、西八代郡市川三郷町市川大門地内の県営住宅富士見団地において、適正な居住空間の確保を目的に、老朽化した団地の建て替えを行ったものである。

本事業後は、一戸あたりの適正な床面積が確保され、バリアフリー化が図られたことにより、質の高い住居空間が確保された。また、入居率も高い状況にあることに加えて、洪水被害に対する防止機能の向上などの効果が発現していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑦ 治水事業 藤川 (甲府市)

この事業は、甲府市城東地内を流れる一級河川藤川において、洪水被害の防止を目的に、河川の整備を行ったものである。

本事業後は、流下能力が大きく向上したことにより、河川の安全性が確保され、沿川における浸水等の被害も発生していないことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

(2) 報告として取り扱った事業

報告として取り扱った事業は、以下の2事業である。

- ① 農道整備事業 釈迦堂（笛吹市～甲州市）
- ② 農地整備事業 富士西麓高原（南都留郡 富士河口湖町）

4 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：令和6年6月12日（水）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（1事業）（うち報告1事業）
事後評価事業の説明・審議（8事業）（うち報告2事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：令和6年7月10日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（6事業）
事後評価事業の説明・審議（1事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：令和6年8月21日（水）

内 容：現地視察 4箇所

(4) 第4回評価委員会

開催日：令和6年10月2日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（2事業）
再評価事業の説明・審議（7事業）

(5) 第5回評価委員会

開催日：令和6年10月9日（水）

内 容：事前評価事業の説明・審議（4事業）
再評価事業の説明・審議（2事業 ※）

（※うち1事業については第4回から継続審議案件）

(6) 第6回評価委員会

開催日：令和6年10月23日（水）

内 容：意見書のとりまとめ

5 令和6年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	さいとう 斉藤	しげひこ 成彦	山梨大学大学院 教授
副委員長	みやがわ 宮川	まさし 雅至	山梨大学大学院 准教授
委員	あるが 有賀	かずひろ 一広	宇都宮大学 教授
同	うちかわ 内川	よしゆき 義行	信州大学 准教授
同	おかむら 岡村	みよし 美好	山梨大学大学院 特任准教授
同	つじ 辻	ちづる 千鶴	マルサマルシェ合同会社 代表
同	つつみ 堤	だいぞう 大三	信州大学 教授
同	ほさか 保坂	ひとみ ひとみ	(有)メディア・アイ・コーポレーション 代表取締役
同	まごめ 馬籠	じゅん 純	山梨大学大学院 准教授
同	わたなべ 渡辺	たまお たま緒	(公財)山梨総合研究所 主任研究員

(敬称略：委員は五十音順、役職は令和6年11月現在)